

国民健康保険税の県内統一に向けた今後の方針について

1 保険料水準の統一に向けて（進捗状況）

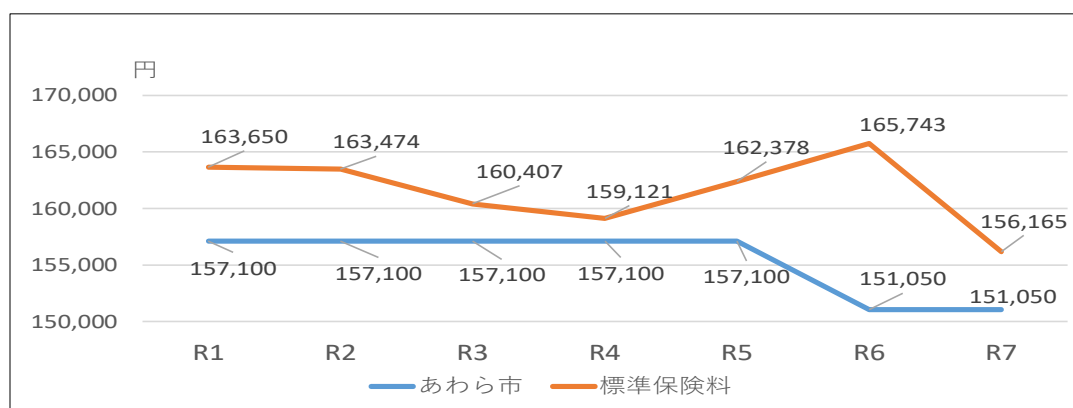
- 令和 12 年度の保険料水準の統一までは、県が示す標準保険料率を参考に市町ごとの保険税率を設定するが、統一時点において急激な保険税引き上げにならないように、基金を活用しながら段階的に標準保険料に近づける。
- 令和 7 年度から国保事業費納付金への医療費水準の反映割合を段階的に減らし、令和 10 年度には納付金ベースで統一する。（R7 $\alpha = 0.75$ 、R8 $\alpha = 0.5$ 、R9 $\alpha = 0.25$ ）
- 令和 10 年度を目途として、標準的な収納率を反映した納付金算定と収納率が低い市町に対するモラルハザード対策を検討する。

（収納率目標 第 1 目標 97.18%、第 2 目標 98.24% R5 本市 96.55%）

- 標準的保健事業や市町の個別公費等の取扱いについては協議中である。
- 令和 8 年度から、少子化対策として子ども子育て支援金制度が開始される。その財源確保として、各医療保険料に上乗せして徴収される予定である。
- 県内統一後の基金や繰越金は、収納率が県設定値より低い場合や市独自の保健事業に活用。

2 現状

1 人当たり本市国保税と標準保険料の比較（年額） ※平均所得 655,000 円で試算



市町ごとの標準保険料は、県に納める市町ごとの国保事業費納付金を基に算定されている。その国保事業費納付金は、推計された医療費や公費、過去の所得水準等をもとに算定されているが、各市町の国保運営安定化のため、精算は行わないことを基本としている。

1 人当たりの本市国保税と標準保険料を平均所得で試算すると、令和 6 年度は資産割廃止の影響もあり約 14,000 円の開きがあるが、令和 7 年度については、約 5,000 円の差に縮まった。

この理由については、①県全体の方針により、一人当たりの標準保険料算定時の公費活用による保険料抑制が、約 3,000 円（R6）から約 8,000 円（R7）増えたこと、②本市の 1 人当たりの医療費が県平均より高く推移している中、医療費指数の反映係数が 1.0 から 0.75 になったことなどによる。

3 今後の方針

本市の国保税率は、標準保険料に比べて医療費分が高く、後期分と介護分が低い状況となっているため、令和8年度にこの開きを是正する改定をしたい。なお、具体的な改定税率については、令和6年度の決算収支も踏まえ、令和7年8月頃開催する運営協議会に答申したいと考えている。

また、令和9年度以降についても、県が示す標準保険料の動向も見据えながら柔軟に対応していきたい。

本市の国保税率と標準保険料率について

			令和6年度	標準保険料率との差	令和7年度	標準保険料率との差	令和8年度改定案
医療分	所得割	あわらし市	6.50%	▲ 0.23%	6.50%	0.32%	
		標準保険料	6.73%		6.18%		
	均等割	あわらし市	30,000円	1,004円	30,000円	3,188円	医療分 引き下げ 所得割 6.0～6.3% 均等割 26,000～27,000円 平等割 17,000～18,000円
		標準保険料	28,996円		26,812円		
	平等割	あわらし市	20,000円	809円	20,000円	2,440円	
		標準保険料	19,191円		17,560円		
後期分	所得割	あわらし市	2.50%	▲ 0.42%	2.50%	▲ 0.30%	後期分 引き上げ 所得割 2.5～2.8% 均等割 10,000～12,000円 平等割 6,000～7,000円
		標準保険料	2.92%		2.80%		
	均等割	あわらし市	8,000円	▲ 4,367円	8,000円	▲ 4,017円	
		標準保険料	12,367円		12,017円		
	平等割	あわらし市	6,000円	▲ 2,185円	6,000円	▲ 1,870円	
		標準保険料	8,185円		7,870円		
介護分	所得割	あわらし市	2.00%	▲ 0.34%	2.00%	▲ 0.31%	介護分 引き上げ 所得割 2.0～2.3% 均等割 9,000～12,000円 平等割 6,000円
		標準保険料	2.34%		2.31%		
	均等割	あわらし市	9,000円	▲ 3,387円	9,000円	▲ 3,072円	
		標準保険料	12,387円		12,072円		
	平等割	あわらし市	6,000円	▲ 82円	6,000円	116円	
		標準保険料	6,082円		5,884円		